

## 業務委託仕様書

### 1. 業務名

史跡藤ノ木古墳 文化財体験アプリ制作業務

### 2. 業務期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

### 3. 業務目的

史跡藤ノ木古墳は、奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西2丁目の法隆寺近くに所在する6世紀後半に造営された直径50m以上の規模を測る円墳である。これまでの発掘調査によって、石室長約14mの大型の横穴式石室に未盗掘の朱塗りの家形石棺が納められ、石室内の金銅製馬具や石棺内の金銅製冠や装飾性豊かな刀剣類などの副葬品が明らかにされており、史跡藤ノ木古墳は考古学だけでなく、日本の歴史を明らかにする上で大変貴重な古墳の一つとなっている。

本業務は、藤ノ木古墳を中心にしたスマートフォン向けのアプリケーション（以下「アプリ」という。）を制作し、現地での情報発信や仮想空間の再現等により歴史を体感できるようにすることで、藤ノ木古墳の魅力を伝え関心や理解を深めるとともに、本町への来訪者の拡大を図ることを目的とするものである。

### 4. 業務概要

#### (1) スマートフォン向けアプリの開発

##### ① 藤ノ木古墳石室内の閲覧機能

ア. 高精細な映像で石室内を360度閲覧できるようにし、誰もが石室内の疑似体験ができるようにする。

##### ② クイズ機能

ア. 藤ノ木古墳に関するクイズを用意し、楽しみながら藤ノ木古墳を学ぶことができるようにする。

イ. クイズの数は10問以上とし、回答と解説文も表示するようにする。

ウ. クイズの設問や解説文等は斑鳩町から提供するものとする。

##### ③ 記念撮影機能

ア. 現地を訪れた記念として、写真を撮る機能を制作する。

イ. 古墳時代の人物をキャラクターとして制作し、そのキャラクターと2ショット写真が撮れるようにすること。

ウ. 制作するキャラクターは親しみやすい万人受けするものであること。

##### ④ スタンプラリー機能

ア. 町内の20か所の古墳を巡るスタンプラリーを実装すること。

- イ. 各スポットにはスタンプラリーのために新たな看板を設置することはできないため、位置情報など現地に行かないといけない仕掛けを取り入れ、使い勝手を考慮したものとすること。
- ウ. すべてのスポットを巡った方に、文化財センター等の施設で記念品として配布する「斑鳩古墳カード」をデザイン・作成すること。
- エ. 作成する「斑鳩古墳カード」は2種、両面カラーで4,000枚（10か所）と1,000枚（20か所）を作成すること。

⑤ 動画閲覧機能

- ア. 下記（2）の動画をアプリ内から閲覧できるようにする。

（2）ドローン映像の撮影と動画制作

- ア. ドローンを用いて上空からの藤ノ木古墳の状況や周辺の案内、法隆寺との位置関係などを分かりやすく撮影する。
- イ. 航空写真以外にも現地で撮影を行い、それらを効果的に用いて、藤ノ木古墳の特徴や歴史などの解説動画として編集を行う。
- ウ. 映像は約5分間程度を目安とし、効果音やBGM・ナレーションを使うこと。

（3）本業務広報用チラシの制作

- ア. 本業務の概要説明や使用解説を紹介する一般配布用のチラシを制作する。
- イ. 用紙はA4判・両面カラーとし、5,000部の印刷も行う。
- ウ. 制作したチラシデータは別途PDFファイルで納品する。

（4）本事業のシステム要件

ア. 動作対象機種

iPhone 端末、Android 端末の2機種、スマートフォン・タブレット端末とする。

イ. 対象OS

iOS12 以上及び Android8 以上

- ウ. 本委託契約終了後、システムの改ざん、不具合等、情報セキュリティ上の脅威が発生したときは、直ちに斑鳩町に通知するとともに、遅滞なくその詳細な状況を書面により斑鳩町に報告し、事務処理等に関する今後の方針案を提案のうえ、速やかに対応を行うこと。

（5）成果物

本業務の成果物は次のとおりとする。

ア. デジタルコンテンツデータ

DVD形式等の記録媒体

イ. 操作手順書及び運用手順書

コンテンツ及びシステムの操作・運用方法をまとめたマニュアル等ドキュメント

ウ. その他

斑鳩町が指示する関係書類一式

(6) 業務実施上の留意点

- ① 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について斑鳩町と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには斑鳩町に提出する。
- ② 受託者が業務を遂行するにあたり必要となるすべての経費は契約金額に含まれるものとし、本町は契約金額以外の費用を負担しない。なお、契約金額については後払いとして、全ての業務完了後に支払う。
- ③ 受託者は、委託業務の終了後、成果物を添えて完了報告書を斑鳩町に提出する。
- ④ 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を斑鳩町に連絡し、その指示に従う。
- ⑤ 受託者は、業務の全てに責任をもって自ら執行するものとし、業務の一部を第三者に再委託してはならない。
- ⑥ 本業務で得られた著作物等の成果等（著作権含む）については、斑鳩町に帰属するものである。また、第三者が権利を有する著作権については、受託者が業務履行に関わるすべての著作権について利用承諾を得ることとし、そのために必要となる利用承諾手続きは受託者が行い、利用承諾に必要な費用は本業務に含むものとする。
- ⑦ 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏洩、開示してはならない。また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。
- ⑧ 受託者は、業務の実施に関して本仕様書に定めのない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、斑鳩町と受託者が誠意をもって協議し、これの解決を図ること。
- ⑨ 受託者が適正な業務実績を有するかを判断するため、直近2年間でドローン撮影及び文化財広報の動画制作の実績を1例以上有するものとする。
- ⑩ 次年度以降の保守内容と費用を明確にし、費用においては安価となるよう提案する。